

☆小児慢性特定疾病児童

給付の対象となるのは、原則として、在宅の小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方です。
用具の種類や疾病の内容によって給付対象が異なりますので、詳しくは下表をご覧ください。

種目	基準額	対象者	性能等	耐用年数
便器	4,900円	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。 (手すりをつけることができる。)	8
特殊マット	21,560円	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5
特殊便器	166,320円	上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8
特殊寝台	169,400円	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8
歩行支援用具	66,000円	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	8
入浴補助用具	99,000円	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5
特殊尿器	73,700円	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5
体位変換器	16,500円	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5
車椅子	77,440円	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	5
頭部保護帽	13,380円	発作等により頻繁に転倒する者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3
電気式たん吸引器	62,040円	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5
クールベスト	22,000円	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	—
紫外線カットクリーム	41,580円	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。	—
ネブライザー（吸入器）	39,600円	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	173,250円	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5

種 目	基 準 額	対 象 者	性 能	耐用年数
人工鼻	128,700円	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	—
ストマ用装具 (消化器系) (尿路系)	113,520円 149,160円	人工肛門又は人工膀胱を造設した者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	—
チューブ型包帯	170,500円	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障がいを起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの。	—

小児慢性特定疾病児童日常生活用具徴収基準額表

階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準月額(円)	徴収基準加算月額(円)	
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110	
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		2,250	230	
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額 3,000円以下	D 1	2,900	290
		3,001 ~ 5,800円	D 2	3,450	350
		5,801 ~ 8,700円	D 3	3,800	380
		8,701 ~ 13,000円	D 4	4,250	430
		13,001 ~ 17,400円	D 5	4,700	470
		17,401 ~ 22,400円	D 6	5,500	550
		22,401 ~ 28,200円	D 7	6,250	630
		28,201 ~ 58,400円	D 8	8,100	810
		58,401 ~ 75,000円	D 9	9,350	940
		75,001 ~ 96,600円	D10	11,550	1,160
		96,601 ~ 121,800円	D11	13,750	1,380
		121,801 ~ 175,500円	D12	17,850	1,790
		175,501 ~ 221,100円	D13	22,000	2,200
		221,101 ~ 380,800円	D14	26,150	2,620
		380,801 ~ 549,000円	D15	40,350	4,040
		549,001 ~ 579,000円	D16	42,500	4,250
		579,001 ~ 700,900円	D17	51,450	5,150
		700,901 ~ 849,000円	D18	61,250	6,130
		849,001 ~ 1,041,000円	D19	71,900	7,190
		1,041,001円以上	D20	全 額	左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円